

支部の設置に関する規則

(平成24年5月14日規則第3号)

(最終改正 平成29年3月16日)

(目的)

第1条 この規則は、支部の設置に関する規程第3条及び第12条に基づき、日本組織内弁護士協会の設置する各支部の管轄、支部事務所所在地及び本部からの委嘱事務の実施等に関し必要な事項を定める。

(支部の設置)

第2条 各支部の管轄及び事務所所在地等は別表記載のとおりとする。

(支部の設置)

第3条 本部からの委嘱事務の実施方法については、各支部において、それぞれ定める。

別表

支部	管轄	支部事務所所在地
関西支部	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県	大阪市
東海支部	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	名古屋市
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	福岡市
中国四国支部	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県	岡山市

附則

第1条 この規則は、平成24年5月14日から施行する。

附則

第1条 この規則は、平成29年3月16日から施行する。

第2条 支部の設置に関する規程第8条第1項の定めにかかわらず、中国四国支部の当初の正副支部長の任期は、就任のときから平成30年3月31日までとする。